

平成23年の請求書等の受付日について

請求書及び明細書は、診療（調剤）月の翌月1日から10日までに提出して下さい。
受付時間は、午前9時から午後5時までです。

また、10日が土曜日・日曜日でも受付事務を行います。

請求書等を持参する場合、受理を確認するため、受領書を発行しておりますのでお持ち下さい。
宅急便等で送付される場合は、10日必着で下記までお願い致します。
早めの提出に御協力下さい。

※各月の○が付いている日が、受付締切日です。

塗り潰している日は、国保会館が閉館しております。

ただし、1月10日（月）、4月10日（日）、7月10日（日）、9月10日（土）、10月10日（月）
12月10日（土）については、受付事務を行っております。

平成23年

1月	日	月	火	水	木	金	土	2月	日	月	火	水	木	金	土	3月	日	月	火	水	木	金	土	4月	日	月	火	水	木	金	土
1						1		2			1	2	3	4	5	3			1	2	3	4	5	4						1	2
月	2	3	4	5	6	7	8	月	6	7	8	9	⑩			月	6	7	8	9	⑩			月	3	4	5	6	7	8	9
	9	⑩																							⑩						
5月	日	月	火	水	木	金	土	6月	日	月	火	水	木	金	土	7月	日	月	火	水	木	金	土	8月	日	月	火	水	木	金	土
5	1	2	3	4	5	6	7	6			1	2	3	4	7						1	2	8		1	2	3	4	5	6	
月	8	9	⑩					月	5	6	7	8	9	⑩		月	3	4	5	6	7	8	9	月	7	8	9	⑩			
																	⑩														
9月	日	月	火	水	木	金	土	10月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土
9				1	2	3		10						1	11			1	2	3	4	5	12					1	2	3	
月	4	5	6	7	8	9	⑩	月	2	3	4	5	6	7	8	月	6	7	8	9	⑩			月	4	5	6	7	8	9	⑩
									9	⑩																					

オンライン請求システムについては、下記のとおりとなります。

1 診療報酬等の請求及び受付・事務点検ASP

- ・5日～7日 8：00～21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
- ・8日～10日 8：00～24：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む

2 受付・事務点検ASP結果の訂正可能期間

- ・5日～12日 8：00～21：00 休日（土曜、日曜及び祝日）含む
- ただし、8日～10日は24：00まで

※審査・支払の処理上、できるだけ毎月10日までに請求確定をお願い致します。

平成23年1月の受付締切日は10日（月） ですのでよろしくお願い致します。

（オンライン請求については上記のとおりです。）

受付に関する問合せは、国保連合会管理課 043 (254) 7183 まで

〒263-0016

千葉市稲毛区天台6-4-3

千葉県国民健康保険団体連合会

12月から子どもの医療費助成制度が変わります！

千葉県では、これまで小学校就学前までの子どもを対象としていた乳幼児医療費助成制度について、平成22年12月から対象者を小学校3年生まで拡大され、制度の名称が子ども医療費助成制度に変更されます。

1 改正概要

(1) 助成対象の拡大

入通院の助成対象を小学校就学前から小学校3年生まで拡大します。

※小学校4年生以上も助成している市町村にあっては、小学校4年生以上のみ支給方式は償還払い（保護者が市町村へ医療費の還付請求を行う）となります。

(2) 事業名の改称

助成対象の拡大に伴い、事業名を「乳幼児医療費助成事業」から「子ども医療費助成事業」に改称します。

(3) 施行日

平成22年12月1日

2 留意事項

(1) 受給券について

平成22年12月以降に発行する受給券については、「子ども医療費助成受給券」となります。

(2) 公費負担者番号

これまでと同様の番号とし、事業別番号は「83」となります。

(3) 医療費の請求様式について

社保及び国保組合分の医療費請求に使用する「社保用医療費請求書」及び「総括票」については、平成23年1月審査分から様式が変更となります。

3 問い合わせ先

(1) 制度の概要について

千葉県健康福祉部児童家庭課 母子保健担当 TEL 043(223)2332

(2) 請求について

千葉県国民健康保険団体連合会 乳幼児医療係 TEL 043(254)7364

制度改正に関する詳しい情報については、下記の千葉県ホームページからご覧いただくことができます。

ホームページアドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/nyuuyouji.html>

平成22年12月からの市町村別助成内容

1 支給方式

0歳児～小学校3年生・・・現物給付方式により実施（受給券を提示して受診する）

※小学校4年生以上も助成している市町村にあっては、小学校4年生以上のみ支給方式は償還払い（保護者が市町村へ医療費の還付請求を行う）となります。

2 自己負担金

下表の自己負担金は、入院1日、通院1回当たりの保護者負担額です（調剤は無料）。

※市町村民税所得割非課税世帯は入院、通院、調剤全て無料となります。

平成22年12月1日時点

番号	市町村名	対象年齢		自己負担金		番号	市町村名	対象年齢		自己負担金	
		入院	通院	小学校 就学前	小学生 以上			入院	通院	小学校 就学前	小学生 以上
1	千葉市	中3	就学前	200円	200円	28	八街市	小6	小6	200円	200円
2	銚子市	小3	小3	300円	300円	29	印西市	小6	小6	200円	200円
3	市川市	小6	小6	300円	300円	30	白井市	小6	小3	300円	300円
4	船橋市	小6	小3	200円	200円	31	富里市	小3	小3	200円	200円
5	館山市	小3	小3	300円	300円	32	南房総市	小3	小3	300円	300円
6	木更津市	中3	中3	200円	200円	33	匝瑳市	小3	小3	0円	0円
7	松戸市	小6	小6	200円	200円	34	香取市	小6	小6	0円	0円
8	野田市	小3	小3	200円	200円	35	山武市	小3	小3	300円	300円
9	茂原市	小3	小3	300円	300円	36	いすみ市	中3	中3	0円	0円
10	成田市	小6	小6	200円	200円	37	酒々井町	小6	小6	200円	200円
11	佐倉市	小6	小3	200円	200円	38	栄町	小6	小3	200円	200円
12	東金市	小3	小3	200円	200円	39	神崎町	中3	中3	200円	200円
13	旭市	小3	小3	300円	300円	40	多古町	中3	中3	200円	200円
14	習志野市	小6	小3	300円	300円	41	東庄町	小6	小6	200円	200円
15	柏市	小3	小3	200円	200円	42	大網白里町	小3	小3	0円	0円
16	勝浦市	小6	小6	0円	0円	43	九十九里町	小3	小3	300円	300円
17	市原市	小6	小3	0歳児0円 1歳児～200円	200円	44	芝山町	小3	小3	200円	200円
18	流山市	小6	小3	200円	入院200円 通院300円	45	横芝光町	小6	小6	0円	0円
19	八千代市	中3	小3	200円	200円	46	一宮町	小3	小3	200円	200円
20	我孫子市	小6	小6	200円	200円	47	睦沢町	小6	小6	0円	0円
21	鴨川市	小3	小3	0円	0円	48	長生村	中3	中3	300円	300円
22	鎌ヶ谷市	小3	小3	300円	300円	49	白子町	小3	小3	300円	300円
23	君津市	中3	中3	0円	0円	50	長柄町	小3	小3	0円	0円
24	富津市	小6	小6	200円	200円	51	長南町	中3	中3	0円	0円
25	浦安市	中3	中3	0円	200円	52	大多喜町	小6	小6	0円	0円
26	四街道市	小3	小3	200円	300円	53	御宿町	中3	小3	300円	300円
27	袖ヶ浦市	中3	中3	200円	200円	54	鋸南町	小3	小3	200円	300円

※流山市の入院については、0歳～就学前は現物給付、小1以上は償還払いとなりますのでご注意ください（小1～小3の受給券の入院欄には「全額自己負担」と記載されます）

保険医療機関へのお願い

処方せんの記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正が行われ、平成 22 年 4 月 1 日より適用されましたが、処方せんの記載項目が追加されております。

平成 22 年 10 月 1 日以降は、「都道府県番号」欄、「点数表番号」欄及び「医療機関コード」欄の記載は省略できませんので、御留意ください。

○診療報酬請求書等の記載要領 別紙 2 診療録等の記載上の注意事項からの抜粋

第 5 処方せんの記載上の注意事項

.....

(4 の 2) 「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」欄について
「都道府県番号」欄には、保険医療機関の所在する都道府県番号 2 桁（診療報酬明細書に記載する都道府県番号と同様の番号）を記載すること。「点数表番号」欄には、医科は 1 を、歯科は 3 を記載すること。「医療機関コード」欄には、それぞれの医療機関について定められた医療機関コード 7 桁（診療報酬明細書に記載する医療機関コードと同様の番号）を記載すること。また、健康保険法第 63 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する医療機関については、「医療機関コード」欄に「9999999」の 7 桁を記載すること。
なお、これらの記載については、平成 22 年 9 月 30 日までの間は省略することができるものとする。

.....

保険医療機関においては、処方せんの発行にあたり「都道府県番号」欄、「点数表番号」欄及び「医療機関コード」欄の記載及び調剤薬局からの問い合わせ等に御配慮をお願いいたします。

なお、平成 22 年 10 月 1 日以降、医療機関コード等を記載するに当たり、旧処方せん様式を取り繕って使用すること（「備考」欄等を用いて分かりやすく記載する。）は可能でありますことを申しそえます。

保険薬局へのお願い

調剤報酬明細書の記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正が行われ、平成 22 年 4 月 1 日より適用されましたが、調剤報酬明細書において、処方せん発行の保険医等の記載が大きく変更されております。

平成 22 年 10 月 1 日以降は、「都道府県番号」欄、「点数表番号」欄及び「医療機関コード」欄の記載は省略できませんので、御留意ください。

○診療報酬請求書等の記載要領からの抜粋

第 2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第 5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

．．．．

(14) 「保険医療機関の所在地及び名称」欄、「都道府県番号」欄、「点数表番号」欄及び「医療機関コード」欄について

処方せんを発行した保険医（以下「処方医」という。）が診療に従事する保険医療機関の所在地、名称、都道府県番号、点数表番号及び医療機関コードを処方せんに基づいて記載すること。また、外来服薬支援料及び退院時共同指導料に係る明細書については記載しないこと。

なお、電子計算機の場合は、例外的に所在地及び名称をカタカナで記載しても差し支えないこと。

「都道府県番号」欄、「点数表番号」欄及び「医療機関コード」欄については、平成 22 年 9 月 30 日までに発行された処方せんを受け付ける際には、記載を省略することができるものとする。

(15) ．．．．

平成 22 年 4 月調剤報酬明細書において、「都道府県番号」欄、「点数表番号」欄及び「医療機関コード」欄の記載誤りが多数見受けられましたので、調剤報酬における請求の際には御注意ください。

平成 22 年 8 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険並びに老人保健

(2) 退職者医療

区 分	国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	28,528	446,640	1,379,429,862	48,353.54	1,356	19,081	74,165,930	54,694.64
	入院外	1,119,275	1,908,865	1,475,239,172	1,318.03	59,912	102,025	90,797,509	1,515.51
歯 科	入 院	137	1,224	5,204,169	37,986.64	6	64	228,154	38,025.67
	入院外	255,447	554,508	336,355,024	1,316.73	14,529	31,883	18,842,285	1,296.87
調 剤		674,761	862,831	711,187,095	1,053.98	36,305	45,378	40,655,480	1,119.83
訪 問 看 護		958	6,144	63,379,475	66,158.12	71	498	5,367,500	75,598.59
支 払 総 額		2,079,106		28,800,399,162		112,179		1,577,411,957	

(3) 後期高齢者医療

区 分	後 期 高 齢 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	33,050	587,221	1,606,498,317	48,608.12
	入院外	679,991	136,929	1,098,420,340	1,615.35
歯 科	入 院	72	611	2,159,709	29,995.96
	入院外	84,618	190,878	125,913,254	1,488.02
調 剤		438,097	615,501	630,145,675	1,438.37
訪 問 看 護		1,067	7,811	79,757,500	74,749.30
支 払 総 額		1,236,895		31,167,472,301	

平成 22 年 9 月審査分・審査支払状況

(1) 国民健康保険並びに老人保健

(2) 退職者医療

区 分	国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	28,396	447,475	1,378,689,336	48,552.24	1,407	20,037	75,123,986	53,393.02
	入院外	1,047,462	1,739,156	1,383,608,918	1,320.92	58,282	96,648	88,582,420	1,519.89
歯 科	入 院	173	1,226	5,635,741	32,576.54	7	59	241,852	34,550.29
	入院外	240,777	498,436	301,361,002	1,251.62	13,835	29,211	17,571,793	1,270.10
調 剤		627,867	785,258	66,818,129	106.42	34,854	42,783	38,988,630	1,118.63
訪 問 看 護		949	5,999	61,557,000	64,865.12	79	549	5,866,150	74,255.06
支 払 総 額		1,945,624		27,542,583,830		108,464		1,551,144,563	

(3) 後期高齢者医療

区 分	退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	33,016	592,471	1,615,033,200	48,916.68
	入院外	657,787	1,277,931	1,040,131,238	1,581.26
歯 科	入 院	59	621	2,125,023	36,017.34
	入院外	79,088	168,795	110,910,205	1,402.36
調 剤		424,425	583,072	603,382,739	1,421.65
訪 問 看 護		1,074	7,637	77,916,550	72,548.00
支 払 総 額		1,195,449		30,354,582,977	

◎お知らせ◎

レセプトを作成したら必ず見直しを

レセプトの作成において、保険者番号、被保険者証の記号・番号、被保険者の生年月日・性別等コンピューターの入力誤りがないかどうか、十分確認をお願い致します。また、保険医療機関・保険薬局の窓口において、月に一度は被保険者証の確認をお願い致します。

編集・発行人

発 行 平成22年11月15日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043)254-7174
 発行責任者 橋本 秀夫
 編集責任者 土屋 憲久
 印 刷 所 ㈱ さくら印刷